

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	義務教育課	整理番号	4 - 1 - 1
処分の種類	市町村立幼稚園の閉鎖命令			
根拠法令条例等・条項	学校教育法第13条			
処分の概要	次のいずれかに該当した場合の閉鎖命令 1. 法令の規定に故意に違反したとき 2. 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき 3. 6箇月以上授業を行わなかったとき			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】学校教育法 第13条 第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合において、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。 1. 法令の規定に故意に違反したとき 2. 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき 3. 6箇月以上授業を行わなかったとき			
基準の制定根拠	-			